

1. 日時：平成 29 年 12 月 19 日（火）19：00～21：45
2. 場所：埼玉県理学療法士会 上尾事務室
3. 出席理事：南本浩之、岡持利亘、細井俊希、水田宗達、渡邊雅恵、本宮光信、須藤京子、矢野秀典
田口孝行、原田慎一、阿久澤直樹、瀧上晃弘、杉浦恵介、高宮尚之、大沼貴広
出席監事：前園徹、清宮清美
出席部長・委員長・エリア長：柳田千絵、山田義憲、塚田陽一
出席部員：山崎大、井上智貴、佐藤雅人、作本聡美、渋谷沙也果（書記）

南本会長より

理事会冒頭、南本会長より清宮監事が「日本公衆衛生協会会長賞受賞決定」の報告があった。後日表彰式の案内が来るとの事で報告があった。

《計画外審議》

【事務局】

『座長に対する謝礼について』

①審議事項

水田事務局長より座長に対する謝礼についての審議が提出された。

②決定事項

学会と各ブロックに分け、講師料の統一化を目的に規定を設けることで決定。学会に関しては評議員会で決めることで決定。

③審議の経過

水田：座長に対する講師料は適正なのか。事前準備や査読などの仕事があり、実際の研修会以上に負担が大きいのではないかと。各ブロックの謝礼はどうなっているか。

高宮：南部ブロックでは、ファシリテーターやコメンテーターが役割で、資料に目を通すことはしていない。座長は運営スタッフより出しており、日当より金額を増額し 3 千円のクオカードを渡していた。今回の日当規定の変更で 5 千円に変更した。エリアにより人数が違うため、上限を 5 千円に統一した。4 千円のクオカードがないということやお弁当もない代わりに 5 千円にした。

瀧上：東部ブロックはここ数年症例検討を行っていないため講師料の支払いはない。

杉浦：西部ではお菓子程度。ちょっとしたお菓子を個人的に購入し感謝の意で渡した。

矢野：学会に参加することが大切なのは。

南本：自費か

杉浦：自費。

南本：差がある現状があるため議論が必要。できれば統一したい。北部と南部では交通費はどうしているのか。

大沼：北部は支給する。

高宮：南部も支給する。

南本：クオカードは金券と同じで源泉の対象なので避けるべき。5千円のカードに源泉をかけるのは大変。規定がないとそれぞれの判断になる。ある程度の水準があって、それに伴ってそれ以外になるものはもう一度理事会で審議するのか、個別に審議していくほうがいいのか。

阿久澤：事例ですが、職能局で実務者フォローアップがあり、研修会中に発言した方には運営スタッフとして日当支払った。以前手伝いの方に日当が支払われない件があったと思うが、パネルディスカッション形式では講師料にあてたケースがある。

南本：座長でもかなり幅があるので、その件も考えながら意見を。

大沼：症例検討に1時間かけ6症例行う。それだけの対価を考えてもいいのでは。

高宮：症例検討の参加者は運営スタッフから。一般の聴講者からではなく。日当対象者に上乘せした金額という形をとっている。

矢野：学会とエリアブロックとは違う。座長が日当をもらうのはそぐわない。大抵の学会は謝礼としてお土産などを渡している。座長としては稀ではないか。学会とブロックの座長分けたほうがいいのか？

岡持：座長という名前を変えるのはどうか。

杉浦：症例発表した人が何年後かに座長をしている。

南本：院内の役割に応じてという話が出たが、非常に難しいライン。講師レベルのものと通常の座長のものを分けるのはどうか。

渡邊：講師は事前に資料作成がある。座長は発表しているわけではない。講師と座長が同じというのはどうか。コーディネーターは全部無料。クオカードもなかった。講師料と同じ金額は多すぎでは。少し講師と差をつけたほうがいいのか？

南本：コーディネートだけでは弱い。司会とかだけでも仕事は同じではない。

田口：症例検討はポイントになります。座長として同じような関わり方をする座長と症例発表者も一律化したほうがいいのか。統一は必要。

南本：学会とブロックの座長は分ける。

岡持：二段階はどうでしょう。講師級とふつうの座長に分ける

細井：学会と同等くらいの報酬が必要では。

矢野：学会のほうも同じ規定にしたほうがいいのか？

細井：ブロックのなかで統一感を持たせたほうがいいのか。参加費を相殺できるなにかがあれば。

田口：学会に関しては評議員会で決めては。

南本：学会の座長とブロックの症例検討会の座長とは区分けをするという事でいいのか。学会は交通費・日当なしでいいのか。

矢野：何かあったほうがいいのか。ちょっとした粗品でも。

南本：ブロックについてはどうか。統一することは可能か。

高宮：急性期の人が回復期のコーディネーターはできない。内容に合わせた座長にしている。そのあたりを合わせないといけないのでは。それにふさわしいひとが内容に合わせて座長をやってもらっている。方法や金額を合わせていかないとバランスがとれないのではないのか。規格そのものを統一した方がよいか？

杉浦：アドバイザーをつけ講師料と同じ規定のなかで講師料を支払っている。症例検討も統一するのは難しいかと。

清宮：アドバイザーと座長とはなにが違う？

杉浦：アドバイザーは症例検討プラスαでレクチャーしてくれる。

南本：症例検討と講義が一緒ということか。

杉浦：例をあげると、症例検討も講義も整形にトピックした内容になる。

岡持：それならアドバイザーじゃなくて講師でいいのでは？

南本：アドバイザーよりも講師のほうがいい。呼び方の問題。

前園：講師級とコーディネーターと座長・司会それぞれの金額を事務局で提示しそれぞれに応じて支払うのはどうか。

矢野：それだと教育からすると獲得できるポイントが同じレベルだが、それに達しているかそれに達するためのアドバイスだったりと考え、やり方が違った状態で同じレベルでいいのか。

細井：座長にはポイントがつかない。表までやった人と発表＋講聴した人の段階をわけるのはどうか。やり方に関してはある程度の方向性を教育局が示すのはどうか。

前園：それぞれがカスタマイズして基準をつくるしかない。

田口：高いレベルを目指してやることについては一致している。

水田：現状が分かりました。講師料規定に入れる形でいいか。

田口：料金の話をしているが症例検討会は伝統で今後行うとなると、同じ質を担保しなければいけないはず。厳密には座長として関わるのではなく同じ関わりをしないとポイントとしての質を担保できないのでは。各ブロックでやり方はあるかもしれないが、ブロックでやり方が違うのは回避すべきではないか。

南本：学会評議員で持ちかえり検討をお願いします。講師級とコーディネーターと座長・司会を分ける教育で役割を、財務で金額を提示、それぞれを皆さんの意見を聞いて講師規定に入れ込むという事でしょうか。

『関東甲信越ブロック士会長会議後の懇親会参加費』について

①審議事項

水田事務局長より平成30年2月17日の関東甲信越ブロック士会長会議後の懇親会参加費について審議が提出され、下記内容で承認を得た。

②決定事項

公益性を確保するために参加費を一部負担することで決定した。

③審議経過

水田：当日は17時過ぎまで会議がある。そのあと懇親会。会場は仮予約した。1階貸し切りで50人近く入る。交流を深めていければと考えているので皆様にぜひ参加をお願いしたい。

清宮：3～4年後に関ブロもあるので。一部でもいいから負担したほうがいい。そのほうが公益的にはいいのでは。参加費7000円になっているのでそれで、足りない分を士会で補助する形でどうか。

岡持：提案だが県学会の会員懇親会は1000円の自己負担があるのでそれに合わせるのはどうか。

南本：監事から公益性を確保するために一部負担金をという話がありましたので、学会懇親会の負担を考慮して 1000 円負担残り 6000 円を士会負担という形でいいか。

【財務局】

『賛助会員規定』の改正について

①審議事項

本宮財務局長より、「賛助会員規定の改正」について審議の提出がされ、承認を得た。

②決定事項

平成 14 年度の賛助会員規定があるが現状と合致しない部分があるため、実情にそぐわない項目（3-4 項、5（4））の削除を行うことで決定した。

③審議経過

本宮：平成 14 年から変わっていなかった。PDF でしか残っていない。

清宮：新旧の対照表をいれてほしい。右側に新を出してどう変わるか記載して。

前園：賛助会員のメリットは？

原田：県士会 HP に名前は出ているがリンクから入らないといけないため、すぐに見つけられない。広告は白黒の PDF しか残っていない。

前園：賛助会員名簿は HP にのせられるか。

原田：賛助会員名簿載せます。

前園：酒井医療と接待したことがあったが、こちらにメリットがなかった。

清宮：協会に準じてやめた。士会に同じことを言われたので。

前園：賛助会員と良好な関係を築くためにも載せたほうがいいのでは。

本宮：金額的なところで 3 万円いただいているがどうなのか。広告としての露出が少ない。

南本：3 万円の見返りがあるようにしていただけるといいのでは。協会はメリットが多すぎて賛助会員費を超えている。理事会では継続という話がでていますが、その辺りを検討したい。

矢野：学会では賛助会員は学会への招待や、懇親会への招待がある。

渡邊：学会に出展はしていない？

矢野：賛助会員を優先で声掛けをしている。

渡邊：出展料はいくらぐらい？

矢野：出展料は決まっていないが、声掛けの手順として賛助会員を優先して声掛けを行っている。

【教育局】

『専門リハビリテーション研究会研修会の新人教育プログラムにおけるポイント申請の可否』について

①審議事項

田口教育局長より、専門リハビリテーション研究会研修会の新人教育プログラムにおけるポイント申請の可否について審議が提出され、下記の内容で承認を得た。

②決定事項

上記内容について承認得た。今後も同様の事例は理事会に提出することが決定した。

③審議経過

田口：他団体の学会だが、新プロにそぐうものか。PT協会の生涯学習ポイントになるのでは。

細井：新プロの場合は県士会が認めれば新プロがつく。講師に一人でもPTがはいれば。

田口：資料のところで理学療法の臨床という項目で、高齢者の理学療法と地域リハビリテーションに区別されている。地域のPT・OT・STであるが、内容が地域のものであればいいのでは。あとは他団体であることがひっかかる

細井：他団体であったとしても県の理事会でみとめればOK。今後も認めていようにするか。

清宮：認定・専門は協会 新プロは県士会に任せている。

細井：原則として新プロ終了者で、可能であれば認定理学療法士が良い。今後と同様の事例がでた場合どうする。今後の事例の前例となるが。

阿久澤：小林先生は去年度の推進リーダーの講師をお願いした経緯がある。

田口：地域リハビリテーションだからいいのでは。

阿久澤：作業療法という言葉は載っていない。案内文はリハビリテーションという概念を取り組むイメージ。作業療法が表立っているとどうかと思うが。

【教育局】

『指定管理者研修』について

①審議事項

田口教育局長より、中央（協会）指定管理者研修への受講者について審議が提出され、承認を得た。

②決定事項

講師規定に関しては田口教育局長が検討を行うことで決定した。各ブロックからの受講者の推薦に関しては、急性期は前園が探す、生活期は北部ブロックから選出することが決定した。

③審議経過

田口：西部ブロックから大生病院の豊島氏。西部ブロックから回復期で選出していききたい経緯がある。研修行ってきた人が県士会で講師をすればいいというルールでしたよね？

前園：協会の考え方としては各都道府県に核となる人を養成したいということなので、都道府県に一極集中ではなく市町村ごとという流れには協会と合っていると思う。

田口：各ブロックから推薦してほしい。中央の研修に出た人だけが講師だと、研修受けた人が誰でも講師になれるのか。

岡持：上級はeラーニングでとれるのか。研修会でもとれるのか。

田口：eラーニングを受けた人が研修会に参加可能。

田口：そうですね その縛りで

南本：田口先生にお願いし各ブロックで一人以上を選出し組織づくりを。

田口：回復期は決定。その他はぜひ誰か出したいなど。ブロックという単位で推薦できる人が入れば。

阿久澤：県内でやるときのカリキュラムというのは協会から譲り受けてやるのであればかなり柔軟なのは？指定管理者研修に関しても核になる方が核になる方を指導して。別にブロックじゃなくても核になるひとを作ってもいいと思う。

田口：回復期と地域包括が一人もいない。急性期と生活期は2人。急性期は北部ブロック以外で推薦してほしい。推薦していただける方を決めてほしい。回復期の場合は病棟協会セラマネがあったほうが望ましいとの規定があるが、どういう人を選出すればいいのか？

岡持：養成してほしいので広めてくれそうな人、管理者としてやっている人。

前園：急性期は上尾中央総合病院の山口がいいと思う。

南本：急性期は前園先生が探すということでもいいですか。

田口：生活期を北部でどうか。

大沼：検討します。

南本：生活期を北部で。

田口：東部も決まりました。初級は受けてなくても、移行期だと思っていただければ

須藤：埼玉県内でも去年と今年かやっていない。縛るとつらい。

田口：締め切り前までに私まで連絡をください。

【職能局】

「介護保険部長交代」について

①審議事項

阿久澤職局長より、職能局介護保険部長交代の件について審議が提出され、承認を得た。

②決定事項

西武川越病院の佐々木洋平氏が就任するという事で承認を得た。

③審議経過

阿久澤：もともと佐々木氏に就任していただく予定だったが、一身上の都合にて私が兼任することになった。その都合が解消されたためこの度依頼することとなった。

【事務局】

「事務員雇用」について

①審議事項

水田事務局長より、事務員雇用について審議が提出され、下記内容で承認を得た。

②決定事項

事務員雇用で決定。雇用形態は水田事務局長が案を作成し理事会に提案することで決定した。

③審議経過

水田：来年度予算案作成のための審議として、事務員雇用についての説明があった。

細井：雇用に関してはPTではなく事務員がいいのでは。

渡邊：試験採用をするのはどうか。はじめ3か月くらいやって

岡持：試用期間ということか

渡邊：3か月でみて、雇用を断るか常勤でお願いするかはどうか。パートでやってよければ、常勤でどうか確認する形はどうか？

水田：常勤が350万と残業代、パートは120～130万に抑えたい。

南本：福利厚生も含めて。

清宮：常勤増やすほどの仕事量なのか。今パートがいて1.5人でやっている。平井さんの仕事をやってもらうのは中島さんのできるの、いきなり常勤2人というのはどうか。中島さんが実質ナンバーワンだけ。

前園：雇用するときに将来常勤がみえて雇用するのと、パートとして雇用するのかわかる。常勤で採用するので面接をして人を選ぶ、打ち込み作業を見てみて人を選ぶとか。そうでないとなかなか育っていかない。

岡持：平井さんと中島さんは有能で仕事を助けてもらっている。しかし、3人体制となり仕事のペースや役割分担が変わる事で、やりづらさや不協和音がでる可能性はないですか？

水田：以前そういった苦い経験をしているため今のような環境、条件でやりたい。本人は採用する必要性もわかるのと理解はある。最初はどのような人がくるのかわからないため試用期間をお願いしても。あまりにも業務遂行が困難なようであれば考えさせてほしいと。

清宮：試用期間でダメだった場合はそれなりの理由が必要。面接あるいは試験を経て、研修期間を経ていくことが望ましいのでは。こちらが正当でも相手が正当でなければならない。

岡持：面接の際に平井さんにも同席してもらって意見をもらうのは？

清宮：誰が教育して誰が判断するという時間を各局長がとれるのか。そうでないと水田事務局長だけの負担が大きい。

山田：期限付き採用はどうでしょう。業務が多いときに3か月間でやってみて、そこで良ければ延長の話は本人にもっていて。

南本：期限付きで応募があるかが問題。試用期間、非常勤でもやめさせることができない時代。雇用は慎重に行うべき。派遣に頼ったほうが早いのか。派遣の場合うちのほうで時間の指定ができ人をかえたりもできる。人件費的には割高になる傾向はあるが、どれくらいの労働時間が発生するか等の検討をしていかなければならない。会計業務については出納部が大変だった。会計担当者が変わるたびに指導しなければならぬ。誰かがやったほうが簡素化されるのでは。

本宮：会計作業は税理士さんに委託する話はどうなったのか。

清宮：会計が合わないため土会の担当者に話がきてしまう。本来、現金と一緒に動くものであって、現金確認しながらつける。税理士さんに頼むと現金を確認しなくなる。持っているお金と出納部のお金が合っているかの作業が出納部の仕事。実際は出納部残高は現金と合っていなければならない。本当にやるのであれば協会方式で皆さんには領収所方式という形ですよね。小銭が動かさないのでブロックは辛いのでは。

《計画外審議（追加審議）》

『協会主催介護予防研修への参加者派遣における補正予算』について

①審議事項

岡持副会長より協会主催介護予防研修への参加者派遣における補正予算の審議が提出された。

②決定事項

上記内容について承認を得た。

③審議経過

岡持：協会からは2名分の補助がある。今回5名応募したいので3名分を補正予算でお願いしたい。

『地域ケア会議のための実務者研修』追加について

①審議事項

岡持副会長より地域ケア会議のための実務者研修追加についての審議が提出され、承認を得た。

②決定事項

上記内容について承認を得た。

③審議経過

岡持：「自立支援型地域ケア会議の開催市町村を増やす」という県の意向への対応として提案していますので補正予算をお願いしたい。

渡邊：地域ケア会議の公文書ですが、三団体連名にて公文書番号は必要ない。

阿久澤：補足ですが、講師料はOTには作業療法士会、STには言語聴覚士会から各士会の講師料規定で支払ってもらう。

《計画内審議》

【事務局】

「平成 29 年度代表者会議における日当支払いと議題について」について

①審議事項

会議参加者への日当支払いについて

拡大理事会で日当規定が変更となり代表者会議という性質上、参加者全員に日当を払う必要性があると思われる。しかし、会議参加者に日当を支払った場合、当初予算を大幅に上回る。当初予算と日当規定変更に伴う支払額の内訳について、意見がもらいたい。

代表者会議の議題について

重点課題を基に議論し、県士会の運営に反映できるような会議を行いたい。それに当たりどのような議題で会議を進行していくべきか意見がもらいたい。

②決定事項

日当については上記内容で承認

議題についてはなど何か案があったら水田副会長まで

③審議経過

日当支払いについて

渡邊：財務局としては大丈夫か

本宮：財務的には問題ない。

清宮：代表者会議に出る人は県士会員ではない人もいるが。

水田：交通費は支払うが日当は支払わない。

代表者会議の議題について

水田：三役では理学療法の質に関して議論できればと。事務的には組織力の向上についての議論を。

前園：士会運営に反映することが大事ではないか。

阿久澤：復職支援やママさんの復職を議題にあげる。研修テーマでもあるため。会員は管理運営に依存している。いい研修でも代表者に伝わらない課題がある。誰向けに研修をしたほうがいいのか。双方からの意見をもらい当事者狙いでやりたい。部局としてやりやすくなると思う。

田口：指定管理者研修と話が重なるが代表者の中のネットワークをどう作るか。少しの時間でもいいので話をしたほうがいいのか。ヒントにして企画をたてられるのでは。指定管理者との絡みもあるので。ネットワークはどうあるべきか、意見を聞く場でもあるのでは。

岡持：質の担保の話は様々な市町村で話が出ている。ケア会議に事業所から出てくるリハ専門職が漫然とした内容のプランになっていることがある。「要支援レベルの人に永続的にサービス提供している状況を是正できないか」という指摘もある。病院においても半田協会長の「背中がついたりハビリ提供」という指摘がある。これらを発信・共有していくべきではという議論が三役会議であった

南本：内容について意見等あれば水田事務局長へ。

《平成 30 年度埼玉県理学療法士会事業計画審議事項》

1. 事務局

【総務部】変更なし。

【庶務部】変更なし。サイボウズ今後つかえなくなるためそれに代わるものを探しているが、サイボウズ有料版を使用していくと思われる。そのため予算が変わる。

【総会運営部】変更なし。

【管財資料部】変更なし。

【厚生部】変更なし。新人歓迎会、スポーツ大会等、例年通りの事業を行う。

【労務管理部】変更なし。雇用管理を推し進める。

事務局事業計画案について承認された。

2. 財務局

【出納部】変更なし。事務員の雇用が決定した場合、出納・会計と連携していく。

【会費管理部】変更なし。協会から送られていると思うが回避の徴収時期が早くなっている。6月末未納だと会員取り消しになる。協会と連携し周知していく。

【財務渉外部】変更なし。

財務局事業計画案について承認された。

3. 事業局

【高齢者福祉部】高齢者マップを広報部と一緒に始めている。ネット上で管理しており来年度も継続していく。埼老健のほうが大きな研修会を開くということでお手伝いも今のところはないと思われるが、ある場合は計画外審議であげると報告があった。

【小児福祉部】変更なし。

【健康増進部】変更なし。健康づくり・健康増進に関する知識・技術を伝達する事業として一般公開す

る。人が集まりにくいという問題点がある。

【スポリハ推進部】変更なし。例年通り。若年性認知症に関する事業を行ったがスポリハとは別物のため、他でやってほしいと部長から話があがっている。

岡持：範疇じゃないということか。

須藤：来年度もスポーツリハに力入れているため多忙で手が回らない。来年度やるかやらないかは未定です。

南本：OT 協会が継続的にやりたいという考えだと思うが、PT・ST に依頼が来る可能性があるかと。どこかで事業をやらなければならないと思う。事業局が適切だと思うが。

岡持：内容は？

須藤：家族認知症患者さんへの準備体操指導。卓球とソフトバレーのサポート。来年度は高齢者福祉部の事業が一つ減るので依頼してみる。

南本：総会資料にもなるので、どこかの部でお願いしたい。

須藤：わかりました。

事業局事業計画案について承認された。

4. 学術局

【理学療法編集部】変更なし。例年通り。査読体制システム化を推し進める。

【研究推進部】変更なし。

学術局事業計画案について承認された。

5. 教育局

【認定・専門研修部】変更なし。例年通り。 時期未定

【新人教育部】変更なし。例年通り。

【臨床実習教育部】1・3・4が本事業で、2・5はそのための会議。養成校のネットワークづくりを推し進めたいので、会議増えると思われる。

【指定管理者研修部】指定管理者研修会（領域別）は今年から実施。初級は2回実施済みで来年も行う予定。中央で行う。3の打ち合わせが入るため、会議多めになる。

南本：日時の未定が目立つため頃で構わないので決めてほしい。総会資料にもなるので。

田口：わかりました。

教育局事業計画案について承認された。

6. 広報局

【広報誌編集部長】変更なし。例年通り。広報誌の発行を行う。

【インターネット管理部】地域リハマップの作製を中心にネット更新していく。

【理学療法週間推進部】協会指定の日程に基づき7月15日に北部ブロックと合同で理学療法フェスタ開催予定。

広報局事業計画案について承認された。

7. 職能局

【業務推進部】2(2) 医療拠点 他団体他職種との連携事業の追加。医療保険部で診療報酬の改定と研修会を増やし地域包括ケアシステムにおける質の担保を目指す。急性期から地域を目指す内容でひとつ追加する。

【介護保険部】介護補助の研修会を行う。研修会を事業所の改善を目的に要介護改善モデルの取り組み事業所の人に行う。生活期の自立支援の考え方や見極めということで行う。推進リーダー研修会を年3回実施。今年度フォローアップ研修という名目でやったがスキルアップも含めるためブラッシュアップという名目で行う。

その他部局は例年通り。

職能局事業計画案について承認された。

8. 東部ブロック

例年通り。それぞれのエリアで研修 交流会実施 啓発活動事業を新しくやりたいと考えている。各市町村での祭りに出展していければと。

東部ブロック事業計画案について承認された。

9. 西部ブロック

例年通り。公開講座と研修会を1回ずつ行う。市町連絡会議が実施できていない。年4各エリアで1回ずつ行う予定。川越・秩父は例年通り。三芳エリア2回に減らした。

西部ブロック事業計画案について承認された。

10. 南部ブロック

3エリアで研修会中心。研修会はそれぞれ症例検討会、認定専門研修会等、13企画、18回の研修

南部ブロック事業計画案について承認された。

11. 北部ブロック

協会講座を合同で健康フェスタ開催予定。

北部ブロック事業計画案について承認された。

【財政基盤検討委員会】 翌年度の予算案作成を進める

財政基盤検討委員会事業計画案について承認された。

【表彰委員会】 記載の通り

表彰委員会事業計画案について承認された。

【組織検討委員会】 記載の通り。組織力の強化をしていく。

組織検討委員会事業計画案について承認された。

【第 27 回埼玉県理学療法学会準備委員会】 記載の通り。準備委員長は高島恵、前園監事は大会長

第 27 回埼玉県理学療法学会事業計画案について承認された。

【ブロック連絡委員会】 施設間ネットワーク構築の検討と市町村におけるリハ職団体の把握を追加。予算等は変えていない。

ブロック連絡委員会事業計画案について承認された。

【埼玉県理学療法学会評議委員会】 記載について訂正あり。平成 31 年 1 月・2 月の開催

埼玉県理学療法学会評議委員会事業計画案について承認された。

【訪問リハビリテーション振興委員会】 例年通り。

訪問リハビリテーション振興委員会事業計画案について承認された。

【選挙管理委員会】

選挙管理委員会事業計画案について承認された。

【がんリハビリテーション推進委員会】 例年通り。会員に対する広報活動と理学療法士に対する啓発活動に力をいれていきたい。

がんリハビリテーション推進委員会事業計画案について承認された。

【災害対策委員会】JRATの研修会に参加。県内のベーシックとアドバンス開催予定。

災害対策委員会事業計画案について承認された。

【国際スポーツ競技対策委員会】技能検定を行う。講師の数が足りないので技能検定の合格者に研修会・技術研修会の講師を担っていただく予定でいる。宣伝のため広報活動行う。

国際スポーツ競技対策委員会事業計画案について承認された。

《報告事項》

・三役の活動報告について

各理事から報告を行う。総会の6月が区切り（～12月の内容1月に報告、7月までに報告）。監査の際に書類提出をといわれる可能性があるため、書式はワードにする。詳細な書式は後日アップする。

・予算案について

1月 財政基盤のほうで予算案を集計する。日当を含め莫大になった場合は再検討行う。2月の理事会で審議するとの報告があった。

・広報部より

原田広報局長より理学療法週間推進部の予算案ファイルが権限設定で開けなかったが改善したと報告があった。

・他団体の情報より

岡持副会長より、「10月6日に日本理学療法士連盟中央役員会が開催され、日本理学療法士協会・連盟の役員で構成される組織代表選考会議で推薦された日本理学療法士連盟会長の田中昌史氏を、全会一致で組織代表として承認した」との報告があった。

《その他》

学会終了後、会員懇親会において理事で出し物を行う。会長と庶務部長が企画予定。学会運営側としては事前登録してもらえるといい。

会長 _____ 印

監事 _____ 印

監事 _____ 印